

変更認定・変更届出について

令和6年度 福岡県 行政経営企画課

1. 事業の変更で変更認定・変更届出が必要な場合

- ① ②以外の事業の種類や内容の変更
⇒ 変更認定申請(具体的には次ページ参照)

- ② 事業の種類や内容の軽微な変更
⇒ 変更届出

※ 事業：公益目的事業又は収益事業等

2. 事業の変更で変更認定申請が必要な場合

- 公益目的事業(事業番号)を統合・再編・廃止する場合
- 公益目的事業の追加・廃止・変更で、**事業の公益性の判断に影響がある場合**

(公益性の判断に影響がなく、軽微な変更該当する場合は、変更届出を行う)

事業の公益性の判断に影響があるか否かについては、「公益目的事業のチェックポイント」に変更が生じるかが大きな判断基準となる

3. 軽微な変更

- 公益目的事業における受益の対象や規模拡大
- チェックポイントの事業区分が変わらず、かつ、
チェックポイントに沿った説明に実質的変更がない

※ 事業の公益性についての判断が明らかに変わらないものは、変更届出を行う

4. 事業変更以外で変更認定・変更届出が必要な場合

<変更認定申請>

- 公益目的事業を行う都道府県の区域又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更

<変更届出>

- 名称又は代表者の氏名の変更
- 定款の変更
- 理事等(代表者以外)又は会計監査人の氏名若しくは名称の変更
- 役員報酬等の支給基準の変更 など

5. 変更認定申請・届出の時期

- 変更認定申請・・・変更前に予め行政庁の認定を受ける
＜認定法第11条＞
- 変更届出・・・変更後に遅滞なく行政庁へ届け出る
＜認定法第13条＞

6. 本県における変更認定の標準処理期間

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間

(令和元年7月30日設定)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に係る以下の処分については、別紙「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」(平成20年4月内閣府公益認定等委員会)のとおりとする。

- 1 公益認定(第4条)
※標準処理期間 180日
- 2 公益目的事業等の変更の認定(第11条第1項)
※標準処理期間 120日

- 福岡県の標準処理期間：**120日**
⇒ 手続きが必要となった段階で速やかに行政庁にご相談ください

7. 変更認定申請における注意点

- 変更認定申請をしていなかった場合
⇒ 報告要求等の監督措置を行う可能性あり ※ 認定法第27条
ex.) 変更認定申請前に事業を開始している場合等

**変更認定申請の必要性の判断に迷った際は、
事前に行政庁にご相談ください**